

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした、「外部情報に関する職員面談状況の報告について（提出）（平成27年11月17日）」等14件（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された「審査会の判断」において「開示」と記載の箇所については、開示すべきである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和2年9月7日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）」の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として別表の「公文書名」に掲げるとおり本件公文書を特定し、令和2年9月23日付けで、本件公文書には条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和2年11月18日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年1月18日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

部分開示決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

部分開示を受けた公文書の開示範囲は、条例並びに関連する大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号、同第68号。以下「判決①」という。）、大阪高等裁判所平成23年2月2日判決（平成22年（行コ）第153号。以下「判決②」という。）及び神戸地方裁判所平成29年3月2日判決（平成28年（行ウ）第26号。以下「判決③」という。）（以下「関連判決」と総称する。）に照らし、違法な

不開示部分を含むものである。

(1) 加害教員の氏名について

加害教員の懲戒処分等の情報が識別できることは、「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」にあたらぬ。体罰を行った教員は、学校教育法違反の人権侵害行為である体罰という非違行為を行ったのであるから、「当該教諭が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認される」というのはおかしい。また、実施機関が自発的にどのような場合に被処分者の情報を公開しているかは、条例第7条第2号ただし書ウ括弧書き「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当するかどうかとは関係のない話である。

(2) 校長等の氏名及び学校名等について

個人情報として保護されるのは「公務員の氏名」にすぎないのであって、学校名や校長名その他、加害教員にとって「職務遂行の内容」や「職名」である情報までも不開示にできるとするのは、不当な拡張解釈であって認められない。そもそも学校名や校長名が明らかになっても、関連判決が前提とする一般人の基準からすれば、加害教員の特定はできない。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

1 条例第7条第2号に該当し不開示とした情報及びその理由について

(1) 被害児童生徒、被害児童生徒の保護者及び体罰の場面に居合わせた児童生徒の氏名

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

(2) 被害児童生徒の住所及び生年月日並びに被害児童生徒の保護者の電話番号

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

(3) 被害児童生徒の家族構成、生活状況（保護者の就労状況等）、性別

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、体罰のあった小中学校を所管する教育委員会の市町村名を開示しており、市町村の規模によっては、当該情報と照合することにより特定の個人が識別されうる可能性は否定できない。

(4) 被害児童生徒の学科、学年、学級及び出席番号並びに加害教諭の担当学科

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、学科名や学級から学校名を特定又は限定することが可能であり、学年や出席番号と照合することにより、特定の個人が識別される可能性は否定できない。なお、加害教諭の担当学科についても、被害児童生徒の学科が明らかになることから、同様の結論となる。

(5) 加害教諭の氏名

職務遂行に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、当該職員の私生活上の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ない。

また、インターネット上には全国の県立学校等の教職員の人事異動・退職等の情報を掲載したウェブサイトが存在することから、加害教諭の氏名を検索すれば学校名をさほど困難無く知ることができる。学校名が判明すれば、被害児童生徒の学年、学級、出席番号と照合することにより、被害児童生徒が特定されることが想定される。すなわち、加害教諭の氏名を開示することで被害児童生徒個人が識

別され得る可能性が否定できない。

(6) 加害教諭の年齢及び生年月日

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

(7) 加害教諭の在校年数及び担当教科並びに体罰が発生した教室名

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、担当教科を開示した場合、学校によっては教科担当が1人のみであること、複数配置されている学校においても、教職員録には教科ごとに在校年数順に教員氏名を記載していることを踏まえれば、加害教諭の在校年数に加え過去数年間の教職員録と照合することにより、特定の個人が識別されうる可能性は否定できない。また、体罰が発生した教室名についても、教室名に教科名が含まれている場合、容易に加害教諭の担当教科を特定することができることから、同様の結論となる。

(8) 学校名及び学校長の印影等

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、(5)同様、特定の個人が識別され得る可能性は否定できない。学校長の印影にも学校名が表示されるため、同様の結論となる。

(9) 校長及び教頭の氏名

教職員録や新聞の人事異動記事等により氏名が公表されていることから、開示されれば学校名が特定されるおそれがある。学校名が特定できれば、(5)同様、特定の個人が識別され得る可能性は否定できない。

(10) 文書記号

県立学校処務規程（昭和54年教育委員会訓令第2号）で各学校ごとに定められたものであり、開示されれば学校名が容易に推察されることとなる。学校名が特定できれば、(5)同様、特定の個人を識別され得る可能性は否定できない。

(11) 校舎配置図

学校を訪問することで容易に校舎配置図との一致を確認することができ、学校名を特定することが可能である。学校名が特定できれば、(5)同様、特定の個人を識別され得る可能性は否定できない。

2 関連判決について

(1) 判決②について

審査請求人は、同判決が「『当該公務員のプライバシーは、情報公開自体の趣旨、目的を実現するために、一定程度の制限を受けることはやむを得ない』という法理を示している」と主張するが、同判決は、公開すべき判断の理由として当該見解を示すにとどまっており、同判決をもって「法理が示された」とする主張は適当ではない。

(2) 判決③について

神戸市は、教員の氏名が明らかになることで被害生徒が特定されるおそれがあるとして不開示にしたものであるが、同判決では、教員の氏名が明らかになることで生徒個人を識別可能とはいえないから、教員の氏名を開示すべきと判断されたものである。つまり、教員の氏名が「公にしないことが正当であると認められるもの」又は「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当するかは争点になっておらず、判断は示されていない。したがって、加害教員の氏

名を公開することは当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとはいえない、とする主張の根拠として本判決を引用することは適当ではない。

第5 弁明書に対する審査請求人の反論書（要旨）

1 条例第7条第2号ただし書ウについて

条例第7条第2号ただし書ウにおいて不開示が認められるのは「氏名」のみであるから、「当該公務員等の職」及び「職務遂行の内容に係る部分」は不開示とすることは許されない。弁明書では、本件で学校名等が不開示とされるのは、その開示によって児童生徒が特定可能となる旨強弁するが、一般人基準からいって、そのようなことはできないとするのが関連判決の立場である。

本件公文書の記載情報は、「職務の遂行に係る情報」に該当するため、加害教員、学校長、その他教員といった「公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」は開示されなければならない。

また、関連判決は、この情報は公務員にとって法的に保護されるべき「通常他人に知られたくないもの」すなわちプライバシー情報であるとは認められないのであるから、このような情報は、条例第7条第2号ただし書ウの保護する「個人の権利利益を不当に害するおそれのある」情報に該当しない。

2 不開示部分の個人識別性について

被害児童生徒の「性別」については、被害児童の氏名が不開示とされる以上、それで特定可能とされることはありえない。一般人基準からして「市町村名を開示しており、市町村の規模によっては、当該情報と照合することによって」も特定個人の識別は不可能である。同様に、被害児童生徒の「学科、学年」についても、識別不能である。

「加害教諭の氏名」については、「公務員の職務の遂行に関する情報の公開においては、当該公務員個人のプライバシーは、情報公開自体の趣旨、目的を実現するために、一定程度の制限を受けることはやむを得ない」とするのが関連判決である。

加害教員名はおろか、学校名、校長名、市町村名、教育長名などまで不開示とし、関連判決を公然と無視する実施機関のような教育委員会は他にほとんど存在しない。

第6 審査会の判断

1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定しており、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。従って、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

同号ただし書ウの「職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、不開示情報から除外することを定めている。ただし、公務員等の氏名については、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものについては、個人情報として保護することとしたものである。

2 条例第7条第2号該当性について

審査会は実施機関に対し、不開示とした学校名や校長名等からどのように被害児童生徒特定に繋がるのか、また、加害教員に関する情報を不開示とした理由について説明を求めた。

実施機関からは、被害児童生徒の氏名以外の不開示とした情報を公にすることで、特に当該学校の保護者をはじめ地域住民においては、既に開示した情報と照合すること等により被害児童生徒が特定される可能性が極めて高いこと、また、体罰という事柄の性質上、被害児童生徒及びその保護者等に将来にわたり偏見その他の不利益が生じることを避ける必要があるとの説明があった。また、加害教員の情報については、当該加害教員個人が識別される、又は識別され得る情報であるとともに、当該加害教員が特定されることにより、被害児童生徒の特定にも繋がるおそれがあることから、不開示とする必要があるとの説明があった。

実施機関からの説明のとおり、本件において、児童生徒に関わりのある情報が公になることによって、被害児童生徒が特定され得ることについては極めて慎重な配慮がなされるべきことである。また、条例第7条第2号本文括弧書き「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」の解釈については、同号が「他の情報」とのみ規定するだけで、その範囲に限定を加えていないことからすると、一律に一般人が容易に入手できる情報とするのではなく、特定される公文書の性質によって、当該個人の関係者や近隣住民などが知り得る情報を含むものと解するのが相当と考えられる。

以上を踏まえ、本件公文書において実施機関が不開示とした情報について、次の分類によりそれぞれ不開示該当性について検討する。

(1) 加害教員に係る情報

ア 加害教員の氏名、私印

実施機関は、当該情報は公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、当該職員の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして、また、当該情報を開示することで学校名が特定され、他の情報との照合により被害児童生徒個人が識別され得る可能性が否定できないことを理由に不開示としている。

審査会において確認したところ、当該情報は条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の「職務遂行に係る情報」に該当し、原則として開示すべきものと考えられるが、本件公文書においては、当該教員が職務遂行上行った非違行為により懲戒処分される程度の極めて不名誉な内容が記載されており、当該情報が公になった場合、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、当該教員の私生活上の権利利益を害するおそれがあると判断できる。また、当該情報を公にすることにより、他の情報と照合することにより被害児童生徒個人を特定することができるおそれがあることから、不開示が妥当であると判断できる。

イ 加害教員の年齢、生年月日

実施機関は、当該情報は個人を特定できる情報として不開示としている。

審査会において確認したところ、当該情報は条例第7条第2号本文で定める個人に関する情報であり、同項ただし書ウで定める「職務遂行に係る情報」ではないことが明らかであることから、不開示が妥当である。

ウ 加害教員の在校年数、担任する専攻科又は学年学級名

実施機関は、当該情報を公にすることにより他の情報と照合することで被害児童生徒個人や加害教員個人が特定されるおそれがあるとして不開示としている。

審査会において確認したところ、別表の文書番号（以下「文書番号」という。）3、9から13の加害教員の専攻科名及び加害教員の担任学級名については、当該情報を公にすることにより、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

しかし、文書番号14の加害教員の担当学年については、他の情報と照合しても被害児童生徒個人や加害教員個人の特定には繋がらないことから、開示が妥当である。また、文書番号5、6、8の加害教員の在校年数については、学校名が特定された場合であっても、加害教員個人の特定に必ずしも繋がるとはいえず、また、被害児童生徒個人の特定には繋がらないことから、開示が妥当である。

(2) 被害児童生徒に係る情報

ア 被害児童生徒個人の氏名、性別、家族構成、住所、生年月日、保護者氏名及び電話番号、その他児童生徒の氏名

実施機関は、当該情報は個人を特定できる情報として不開示としている。

審査会において確認したところ、当該情報は条例第7条第2号本文で定める個人に関する情報であり、不開示が妥当である。

なお、実施機関は文書番号13のうち診断書について、被害児童生徒個人の氏名、生年月日、性別、住所以外の病名や加療期間等の情報を開示している。診断書は、患者の病状、怪我や障害の状況等を明らかにするため、患者の求めに応じて診断治療した医師が患者に交付する証明文書である。診断書記載の内容は、患者の極めて個人的な事柄であり、患者が同意した場合に開示あるいは提供が可能になるものである。当該文書において添付された診断書は、被害児童生徒（同保護者）から学校長に任意に提出されたものと推認される。そのような場合、公文書開示請求について、仮に被害児童生徒の氏名等の個人識別情報を不開示情報としたとしても、被害児童生徒（同保護者）の同意がない以上、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、不開示とすべきであった。

イ 被害児童生徒の学年・学級・出席番号、所属する専攻科名

実施機関は、当該情報を公にすることにより他の情報と照合することで被害児童生徒個人が特定されるおそれがあるとして不開示としている。

審査会において確認したところ、文書番号3、5から14について、学校名が特定された場合、当該情報を公にすることにより既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

(3) その他の情報

ア 文書記号、学校名、学校長印、校長氏名、教頭氏名、校長私印、学級担任氏名、校舎配置図（事件発生場所）

実施機関は、当該情報を公にすることにより他の情報と照合することで被害児童生徒個人が特定されるおそれがあるとして不開示としている。

審査会において確認したところ、文書番号1、2、5から10については、当該情報を公にすることにより学校名が特定され得るものの、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせても、被害児童生徒個人を特定することは困難であることから、開示が妥当である。しかし、文書番号3、4、11から14について及び文書番号6の学級担任氏名については、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

イ その他児童生徒の学年・学級、その他教員の専攻科名等、特定の専攻科教室名、事件発生場所（校舎配置図以外）、教育委員会職員氏名

実施機関は、当該情報を公にすることにより他の情報と照合することで被害児童生徒個人が特定されるおそれがあるとして不開示としている。

審査会において確認したところ、文書番号9から13については、当該情報を公にすることにより、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

しかし、文書番号14で不開示とされた教育委員会職員の氏名については、公務員の「職務遂行に係る情報」として開示されるべきである。

また、文書番号14で実施機関が既に開示した情報のうち、診断書に記載され

た医師の氏名及び私印については、当該医師の個人を特定する情報として不開示とすべきであった。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(付言)

本件処分においては、同一文書中同一の情報について、開示した箇所と不開示とした箇所が確認できた。

今後、実施機関においては、開示請求手続の過程における交付文書作成にあたっては、不開示該当性の統一した判断の下で慎重な取扱いを求める。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年1月19日	諮問書受理
令和3年10月25日	審議（第328回）
令和3年11月17日	審議（第329回） 実施機関の口頭説明
令和3年12月13日	審議（第330回）
令和4年1月26日	審議（第331回）
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年5月23日	審議（第335回）
令和4年7月20日	審議（第336回）

別表

文書番号	公文書名	実施機関が不開示とした情報	審査会の判断
1	外部情報に関する職員面談状況の報告について	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名、教頭氏名	開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 生年月日、年齢	不開示
	校長私印	開示	
2	外部情報に関する職員面談状況の報告について（再提出）	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名、教頭氏名	開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 生年月日、年齢	不開示
3	本校保護者から「本校職員による生徒への暴力行為があった」とされる通報について（第一報）	文書記号	不開示
		学校名、学校長印	不開示
		校長氏名、教頭氏名	不開示
		被害児童生徒の学年・学級・出席番号	不開示
		〃 専攻科名	不開示
		〃 氏名	不開示
		加害教員 氏名	不開示
〃 年齢	不開示		
〃 専攻科名	不開示		
4	本校保護者から「本校職員による生徒への暴力行為があった」とされる通報について（追報告）	学校名	不開示
		校長氏名、教頭氏名	不開示
5	体育（水泳）の授業中における生徒の火傷について（第一報）	学校名、学校長印	開示
		校長氏名	開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 在校年数	開示
〃 年齢	不開示		
6	水泳の授業中における生徒の火傷について（報告）	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名	開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 在校年数	開示
		〃 年齢	不開示
		被害児童生徒 氏名	不開示
学級担任 氏名	不開示		

文書番号	公文書名	実施機関が不開示とした情報	審査会の判断
7	体育（水泳）の授業中における生徒の火傷に係る顛末書、及び始末書の提出について	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名	開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 私印	不開示
8	水泳の授業中における生徒の火傷について（第三報）	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名	開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 在校年数	開示
〃 年齢	不開示		
9	職員の体罰報告及び始末書の提出について	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名	開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		〃 専攻科名	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 専攻科名	不開示
事件発生場所	不開示		
10	職員の体罰報告の提出について	文書記号	開示
		学校名、学校長印	開示
		校長氏名	開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		〃 専攻科名	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 専攻科名	不開示
事件発生場所	不開示		
11	教職員の服務規律違反行為について（内申）	学校名、学校長印	不開示
		校長氏名、教頭氏名	不開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		〃 氏名	不開示
		〃 家族構成	不開示
		その他生徒 学年・学級	不開示
		〃 氏名	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 担任学級名	不開示
		〃 年齢	不開示
		〃 私印	不開示
事件発生場所	不開示		

文書番号	公文書名	実施機関が不開示とした情報	審査会の判断
12	県費負担教職員の服務規律違反行為にかかる措置について（副申）	学校名、学校長印	不開示
		校長氏名	不開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		〃 氏名	不開示
		〃 家族構成	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 専攻科名	不開示
		〃 年齢	不開示
		〃 私印	不開示
		その他教員の専攻科	不開示
		専攻科教室名	不開示
事件発生場所	不開示		
13	県費負担教職員の服務規律違反にかかる内申について（副申）	文書記号	不開示
		学校名、学校長印	不開示
		校長氏名、教頭氏名	不開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		〃 氏名・性別	不開示
		〃 家族構成	不開示
		〃 住所	不開示
		〃 生年月日	不開示
		加害教員 氏名	不開示
		〃 担任学級名	不開示
		〃 私印	不開示
事件発生場所	不開示		
14	県費負担教職員の服務規律違反に係る措置について（副申）	文書記号	不開示
		学校名、学校長印	不開示
		校長氏名	不開示
		被害児童生徒 学年・学級	不開示
		〃 氏名	不開示
		加害教員 氏名、私印	不開示
		〃 担当学年	開示
		教育委員会 職員氏名	開示
		校舎配置図（事件発生場所）	不開示
		保護者 氏名・電話番号	不開示